

計画案に係る第 8 回会議以降の変更内容について

- ・網掛け …… まちづくり審議会での変更(郵送済内容と重複)
- ・網掛けなし …… 検討委員会等による変更

	項目	変更内容
1	P1 序 新青梅街道沿道地区まちづくり計画について (1) 新青梅街道の位置付けと計画策定の背景 (2) 計画の性格と位置付け	(1)武蔵村山市における新青梅街道の位置付け (2)「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」とはの内容を含みながら、計画策定の背景や計画の性格を新たに盛り込み、 (1)新青梅街道の位置付けと計画策定の背景 (2)計画の性格と位置付け に修正した。
2	P3 1 新青梅街道拡幅整備計画等の概要 (1) 新青梅街道拡幅整備計画の概要	■新青梅街道の拡幅整備区間の全長を削除した。
3	P4 1 新青梅街道拡幅整備計画等の概要 (2) モノレール延伸計画の概要	■モノレールの概要(想定)を ■営業区間の標準断面図(芋窪街道(砂川七番付近)) に表題を変更した。
4	P11 3 沿道地区まちづくり方針 (2) まちづくりのスケジュール	「道路拡幅段階」の ・複合型集合住宅の先行的な立地誘導 ・人を呼び込むテーマ型施設の先行的なまちなみ誘導 を「モノレール延伸計画決定段階」との整合性を図るため、ひとつにまとめ、 ・複合型集合住宅や集客施設の先行的な立地促進 と修正した。

	項 目	変 更 内 容
5	P13 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ① にぎわいと活力のあるまちづくり方針	<p>■良質な複合型集合住宅の誘導を図り、定住の促進とまちのにぎわいを高めます。</p> <p>● 生活支援機能や生活利便施設を備えた複合型集合住宅の誘導を図ります。 (子育て施設や福祉施設等の生活支援施設、1F部分の店舗利用等によるにぎわいの創出など)</p> <p>について、内容はにぎわいを高める要素に含まれるため、■の項目を削除し、●を、</p> <p>■都市核・サブ核周辺ゾーン等のにぎわいや魅力を高めます。</p> <p>の項目の中に組み込み、</p> <p>● 子育て施設・福祉施設等の生活支援施設や1階部分の店舗利用等ににぎわいを創出する施設を備えた複合型集合住宅の誘導を図ります。</p> <p>と文言を修正した。 (内容・趣旨の変更はなし。)</p>
6	P13 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ① にぎわいと活力のあるまちづくり方針	<p>■南北をつなげ、にぎわいを広げるまちづくりを進めます。</p> <p>● 新青梅街道により南北が分断されないよう、新青梅街道に交差する道路や自転車道、モノレールの駅の自由通路等を活用し、にぎわいが広がるまちづくりの推進に努めます。</p> <p>という文言を追加した。</p>
7	P14 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ② 安心・快適な道づくりの方針	<p>■新青梅街道の拡幅後断面イメージを東京都の断面計画案を基に修正した。</p>
8	P14 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ② 安心・快適な道づくりの方針	<p>イメージにそぐわない写真を一部削除し、断面イメージを拡大した。</p>

	項目	変更内容
9	P15 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ③ 統一感のあるまちなみ景観づくりの方針	<p>■本市の顔となるシンボリックな沿道景観の創出を図ります。と</p> <p>■市のシンボルにふさわしい統一感のあるまちなみ景観の形成を図ります。</p> <p>に項目が分かれていたが、同じ趣旨であるため、</p> <p>■市のシンボルにふさわしい統一感のあるまちなみ景観の形成を図ります。</p> <p>にまとめた。</p> <p>(●●の内容は変更なし。)</p>
10	P15 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ③ 統一感のあるまちなみ景観づくりの方針	イラストイメージを追加した。
11	P16 3 沿道地区まちづくり方針 (4) 目標の実現に向けたまちづくりの方針 ⑤ 住み続けられるまちづくりの方針	<p>■良質な都市型住宅の誘導により、定住の促進を図ります。</p> <p>● 店舗や子育て支援施設など、複合型集合住宅への各種利便施設や生活支援施設の導入を促進します。</p> <p>● 居住者の多様なニーズに対応する、中高層集合住宅を主体とした良質な複合型集合住宅の誘導を促進します。</p> <p>について、ゾーンを明確にするため、</p> <p>● 都市核周辺ゾーンやサブ核周辺及びモノレールの駅が想定されるゾーンでは、店舗や子育て支援施設などの各種利便施設や生活支援施設を備えた複合型集合住宅の導入を促進します。</p> <p>● 都市核周辺ゾーンでは、居住者の多様なニーズに対応する、中高層集合住宅を主体とした良質な複合型集合住宅の誘導を促進します。</p> <p>と文言を追加し、表現を修正した。</p>
12	P17、18 4 まちづくりのルールについて ① 建物の用途について	<p>● 集合住宅を建築する際には、各ゾーンの特性に応じて、まちづくり方針に沿ったものとなるよう努める。</p> <p>という文言を追加した。</p>

	項 目	変 更 内 容
13	P17、18 4 まちづくりのルールについて ⑥ 壁面の位置について ⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿道の建築物等については、… となつてゐるが、どの沿道かを明確にするため、 ● 新青梅街道沿道の建築物等については、…と追加した。
14	P17、18 4 まちづくりのルールについて 緑化に関するルール	緑化に関するルールに、 <ul style="list-style-type: none"> ● 垣や柵等については、できるだけ生垣とし、その他フェンス等の場合においてもできるだけ緑化の工夫に努める。 という文言があるが、建築物等に関するルールの⑦垣や柵等の構造についての内容と同様であるため、緑化に関するルールの方を削除した。
15	P19 5 計画の推進に向けて (1) 協働によるまちづくりの推進	(1)の 市民 となつてゐるところを、 市民・事業者等 に変更した。
16	P21 5 計画の推進に向けて (4) 新青梅街道沿道地区まちづくりの流れ	用途地域の変更及び地区計画の策定等の決定に係るプロセスについての内容を追加した。
17	P25 参考 新青梅街道沿道地区まちづくり計画の策定経緯 (4) 計画案の公告・縦覧 (5) 計画案説明会	公告・縦覧及び説明会の概要を追加した。